

(設置)

第1条 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第11条第3項、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第88条及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)第33条の20の規定に基づき、松川町障がい福祉計画及び松川町障がい児福祉計画(以下「障がい福祉計画等」という。)の策定及び推進を図るため、松川町障がい福祉計画推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項を調査及び審議する。

- (1) 障がい福祉計画等の策定及び見直しに関すること。
- (2) 障がい福祉計画等の事業推進に関すること。
- (3) 障がい福祉計画等の事業の評価に関し必要なこと。

(組織)

第3条 協議会は、委員16人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 町議会議員
- (2) 学識経験者
- (3) 社会福祉関係者
- (4) 一般公募による町民

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任することを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の在任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が必要に応じ招集し、会長が議長となる。

2 会議には、委員のほか必要により関係者の出席を求めることができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、保健福祉課が行う。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年10月1日から施行する。